

心身障害者(児)・父子・母子・高齢心身障害者医療費受給制度

心身障害者(児)医療	身体障害者手帳1～4級のかた。又は、療育手帳A・B1判定のかた。受給者本人の所得制限は459万6千円。配偶者・扶養義務者の所得制限は760万円。
母子家庭等医療	父子・母子家庭で18歳に達した後の最初の3月31日までの児童(高等学校等に在学している児童は20歳になる月の末日まで。以下「児童等」という。)とその児童の父・母等の所得制限は430万円。父母と死別した児童の養育者及び母子家庭・父子家庭の扶養義務者で養育者の所得制限は760万円。
高齢心身障害者特別医療制度	老人保健法医療受給者のかたで身体障害者手帳(1級～4級の一部)、療育手帳(重度・中度)をお持ちのかたは、老人保健法一部負担金を助成します。

<所得制限が変わりました>

老人医療費助成制度

従前	平成13年7月1日から
受給対象者の総所得金額等の合計額が、430万円を超えないかた、及び配偶者又は扶養義務者の総所得金額等の合計額が760万円を超えないかた	受給対象者で当該年度分市民税が課されていないかた、又は、前年の合計所得金額が、145万円を超えないかた
	配偶者や扶養義務者の所得は対象となりません

乳児医療費助成制度

区分	従前	平成13年7月1日から	
対象年齢	外来	0歳～3歳未満	0歳～6歳未満
	入院	0歳～6歳未満	現行どおり
所得制限	0歳児	所得制限なし	現行どおり
	1歳～6歳未満	430万円	460万円
一部負担金	外来	負担なし	0歳～6歳未満児は、医療費の1割を負担する。ただし、1か月で5千円を限度とする。
	入院	負担なし	現行どおり(全額助成)

福祉医療費助成制度

七月一日から変わりました

市では、老人、乳幼児、心身障害者(児)、父子・母子家庭・父母と死別した児童等を対象に、医療費の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。制度の対象者などは左の表のとおりです。区分・扶養人数により本人・保護者などの所得制限が異なります。

新たに制度の対象になるかたは、保険年金課医療助成係で受給者証の交付申請を行ってください。

平成十三年七月一日より老人・乳幼児医療費助成制度が改正されました。

【改正となった点】

老人医療費助成制度

- 一、左表のとおり所得制限が変わりましたので、既に老人医療費助成制度に該当しておられるかたには、個別に案内しています。
- 二、これまで所得制限は、受給対象者と配偶者又は扶養義務者の両方でありましたが、受給対象者のみの所得制限となります。

乳幼児医療費助成制度

- 一、左表のとおり所得制限が変わりました。また、外来診療助成が六歳未満まで拡大され、一部負担金を支払うことになりました。なお、乳幼児医療費助成制度に該当しておられるかたには、個別に案内しています。



- 二、経過措置が設けられています。平成十年七月一日から平成十三年六月三〇日の間に出生した乳幼児については、三歳の誕生日の属する月の月末まで外来一部負担金はありません。
- 三、外来一部負担金の給付について
同一の乳幼児について、同一の月に外来一部負担金を支払った合計額(複数の医療機関等を受診した場合は、合算)が、五、〇〇〇円を超える場合、申請により、その超える額を償還払いいたします。



退職者医療制度に該当していませんか?

退職者医療制度に該当されるかたは、年金証書が届いてから(又は、任意継続保険等をやめてから)十四日以内に保険年金課保険係の窓口①年金証書、②国保の保険証、③印鑑を持って届け出てください。

*一部負担金が軽減されます。

退職被保険者 二割
退職被扶養者 入院二割/通院三割

★退職者被保険者となるかた★
①国民健康保険に加入している。(又は、これから加入する。)

②老人保健法の適用を受けていない。

③厚生年金、各種共済組合などの老齢(退職)年金・通算老齢(退職)年金、老齢厚生年金・退職共済年金を受けられるかたで厚生年金、共済年金などの被用者年金保険の加入期間の合計が二十年以上あるか、四十歳以降十年以上ある(ただし、国民年金は除きます。)

*なお、障害年金や遺族年金を受けているため、上記の年金が支給停止となっているかたも対象となります。ただし、若年停止のかたは対象となりません。

★退職被扶養者となるかた★
退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持している次のかたです。

①退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁関係を含む。)と三親等内の親族。

②国民健康保険の加入者で、老人保健法の適用を受けていないかた。

③年間の収入が一三〇万円未満であること。(六〇歳以上又は障害者の場合には年収一八〇万円未満)

入期間の合計が二十年以上あるか、四十歳以降十年以上ある(ただし、国民年金は除きます。)

*なお、障害年金や遺族年金を受けているため、上記の年金が支給停止となっているかたも対象となります。ただし、若年停止のかたは対象となりません。

★退職被扶養者となるかた★
退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持している次のかたです。

①退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁関係を含む。)と三親等内の親族。

②国民健康保険の加入者で、老人保健法の適用を受けていないかた。

③年間の収入が一三〇万円未満であること。(六〇歳以上又は障害者の場合には年収一八〇万円未満)

国民健康保険 平成13年度の保険料率が決まりました



平成13年度の保険料率

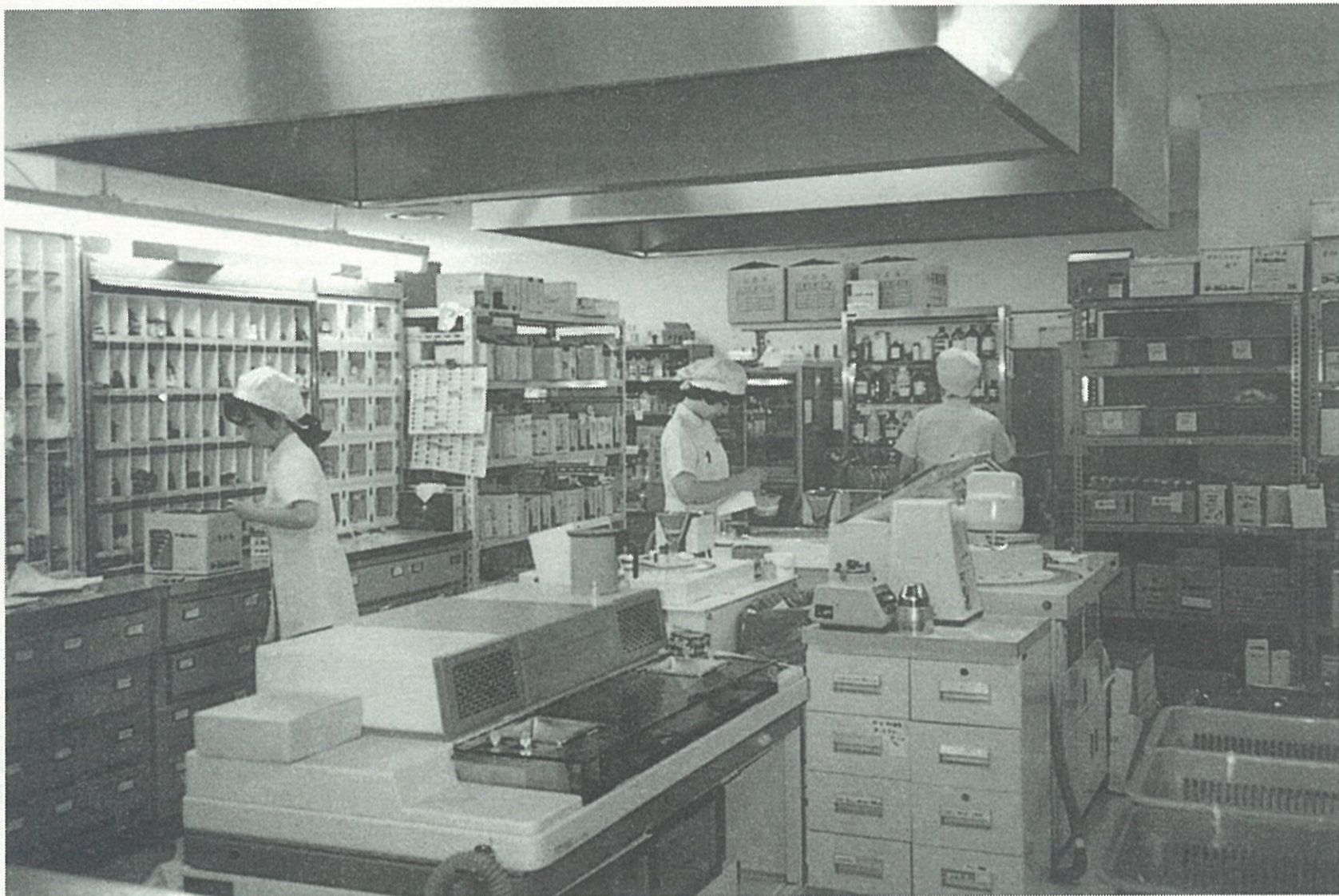
＜医療保険分＞（ただし、50万円を限度額とします。）

(1) 1世帯当たり（世帯別平等割）	年額 20,880円
(2) 人数に応じて（被保険者均等割）	年額 27,120円
(3) 所得に応じて（所得割）	国保加入者の世帯全員の平成12年中の基準総所得金額(*)を合計した額の5.2%

＜介護保険分＞（ただし、7万円を限度とします。）

※40歳以上65歳未満のかた（2号被保険者）のおられる世帯

(4) 1世帯当たり（世帯別平等割）	年額 3,360円
(5) 人数に応じて（被保険者均等割）	年額 6,000円
(6) 所得に応じて（所得割）	該当者全員の平成12年中の基準総所得金額(*)を合計した額の1.0%



平成十三年度の国民健康保険料の料率が決まりました。

国民健康保険に加入しておられる世帯には、七月十六日頃に、「国民健康保険料納額通知書」を送らせていただきますので、これにより保険料をお納めいただくようお願いいたします。

国民健康保険料の計算方法について説明させていただきます。



(一) 左表に示しましたように、四十歳以上六十五歳未満のかたがおられる世帯については、(1)～(6)の合計額、それ以外の世帯は(1)～(3)の合計額が年間保険料です。

(二) 「基準総所得金額」とは、①平成十二年中の合計所得金額から純損失の繰越控除を差し引きし、市民税の基礎控除(三十三万円)を差し引いた額です。(これ以外の所得控除は適用されません。)

② 給与所得がある場合は、さらに二万円を限度として控除します。

③ 六十五歳以上(昭和十年一月一日以前生)のかたの公的年金所得についても、二万円を限度に控除します。

(三) 保険料は月割りで計算します。年度(四月～翌年三月)の途中で加入したときはその月から、また脱退したときはその前月までの保険料を月割りで計算します。

(四) 所得の申告

所得税の確定申告書、又は市・県民税の申告書を提出されたかたは、国民健康保険への所得の申告をしていただく必要はありません。

しかし、それ以外のかたは、毎年度「国民健康保険料申告書」により、前年の所得や生活状況について申告していただくことになっていきます。

所得のない(少ない)かたは、保険料が軽減されることがありますが、所得等が不明では軽減されませんので、必ず申告してください。

保険料のお支払いには、口座振替をご利用ください

保険料をお支払いいただくために納付書をお送りしますが、便利な口座振替をおすすめします。口座振替依頼書は市内金融機関又は郵便局にあります。

みんなが支える介護保険制度

介護の不安や負担を社会全体で支えあうためにつくられた「介護保険制度」が平成十二年度からスタートし、今年で二年目をむかえます。

介護保険の財源

介護保険の財源は、公費五〇%と保険料五〇%で構成され、保険料は六十五歳以上のかた(第一号被保険者)が一七%、四十歳以上六十五歳未満のかた(第二号被保険者)が三三%となるよう決められております。

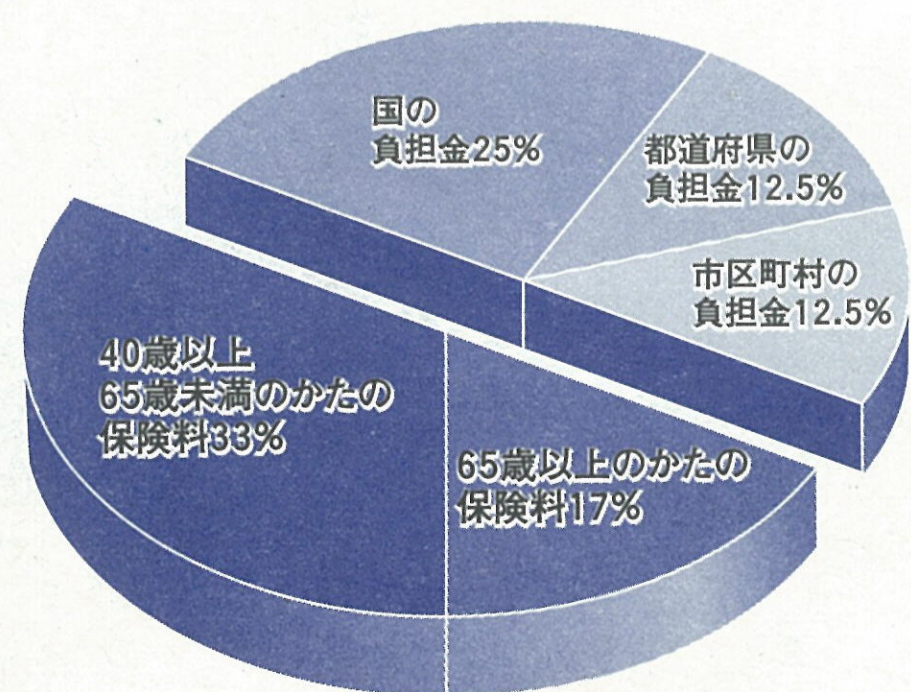
このうち、国民健康保険料として、介護保険分を徴収いたしますのは、四十歳以上六十五歳未満のかた(第二号被保険者)です。保険料の算出方式は、原則としては医療保険分と同様ですが、平成十三年度は、前年に比して介護給付費納付金の額が十五%あがりまして、介護保険料も上げざるをえませんでした。

※介護保険分も月割りで計算します。年度途中で四十歳になる場合、四十歳になった日の属する月から、年度途中で六十五歳になる場合、六十五歳になる日の属する月の前月まで月割りで計算します。

保険料の納付義務は世帯主

国保加入世帯の中に介護第二号被保険者がいる場合は、医療保険分と介護保険分とを合算して国民健康保険料として納付義務者である世帯主のかたに納額通知書を送付します。

第1号・第2号被保険者の負担割合は人数比率に基づくもので、3年ごとに見直されます。



保険料の納付相談

「国民健康保険法」が改定されて、平成十二年度から、特別な事情があると認められる場合を除き、保険料を滞納されますと国民健康保険証の返還を求めたり、国民健康保険証に代えて「短期被保険者証」や「資格証明書」を交付することが定められました。

失業や病気などの事由で、通常の納期では保険料の納付が困難な場合は、保険係にご相談ください。

